

ランナーたちに熱いご声援を！

第6回 伊豆マラソン大会

伊豆市・修善寺駅北をスタートし、伊豆の国市、函南町を駆け抜け、ゴールの三島市・三嶋大社を目指す『伊豆マラソン大会』が、今年も開催されます。

当日は、交通規制へのご協力と、市内を走るランナーたちへの熱いご声援をお願いします。

と き 2月17日(日) 雨天決行

コース ▶ 21.7km コース 9:02～

(修善寺駅北～三嶋大社)

▶ 10km コース 8:45～

(三嶋大社～東大場～三嶋大社)

▶ 3km コース 9:00～

(三嶋大社～三島二日町広場～神山組～三嶋大社)

問 伊豆マラソン大会事務局

☎ 055-980-0843

その他

選手通過に伴い、コース走路内・周辺道路にて交通規制が行われます。交通規制・迂回については道路設置誘導看板や当日の走路整理員等の指示に従っていただきますよう、協力をお願いします。

「処分費用がもったいない」「分別や施設に運ぶのが面倒」など、モラルを欠いた自分勝手な理由で不法投棄が行われています。特に、河川敷や山間部など人けのない場所で、生活ごみや事業ごみの不法投棄が行われています。ごみの不法投棄は犯罪です。絶対にやめ、ルールを守って処理しましょう。

不法投棄ごみ量

(河川敷・山間部などへの投棄)

※確認し収集した量

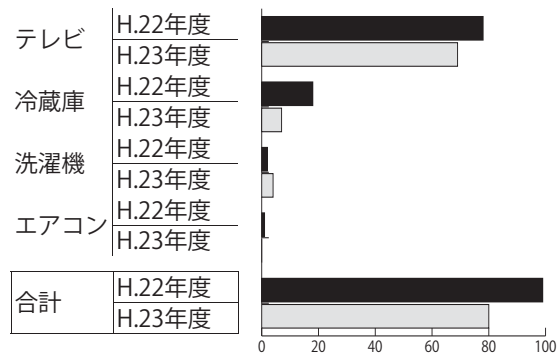


H.22年度
10,560kg

H.23年度
11,530kg

家電リサイクル品4品目処理数

※処理した台数なので実数とは異なる



Q. 市では処理しない家電製品やパソコンの処理はどうしたらいいの？

A. 市では収集しない家電製品などの不法投棄が後を断ちません。洗濯機・衣類乾燥機・テレビ(ブラウン管式、液晶・プラズマ式)・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫の家電リサイクル4品目は家電リサイクル法に基づきリサイクル料金を払って適正な処理をしてください。パソコンはメーカーに回収依頼をしてください。

家電品 ⇒ 家電リサイクル協会
URL <http://www.rkc.aeha.or.jp/index.html>

パソコン ⇒ メーカー、またはパソコン3R推進協議会(☎ 03-5282-7685)へ

ルールを守り、美しいまちに

不法投棄から市を守ろう

不法投棄を未然に防ぐためには、市民の皆さんの監視の目が最も有効な手段です。『不法投棄をさせないまちづくり』のため、自分たちのまちを皆さんで監視し、地域を守る取り組みにご協力をお願いします。

不法投棄をしない

このごみはどうやって捨てるの？

こうやって処理してください (市では処理できないごみ)

ここでは、市が受け入れ、または収集できないものをお知らせします。これらの処理には、手数料など費用がかかりますが、決められた方法で適切に処理してください。不明な点は、直接お問い合わせください。

▼家電リサイクル法で対象になっているもの
エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫
洗濯機・衣類乾燥機
販売店などにお問い合わせください。

▼家庭用パソコン
デスクトップ型本体、ノートブック型、ディスプレイ一体型など
パソコンメーカー、またはパソコン3R推進協議会
☎ 03(5282)7685

▼オートバイ
(原付バイクを含む)
販売店、または二輪車リサイクルコールセンター
☎ 03(3598)8075

▼医療器具
在宅医療による注射針、注射筒、チューブ、カテーテル類、腹膜透析パックなど
主治医に相談し、かかりつけの病院で引き取ってもらうてください。

▼自動車部品
タイヤ、バッテリーなど
販売店、またはカーショップなど専門業者へお問い合わせください。

▼灯油、ガソリン、オイル、LPGボンベ
販売店、またはガソリンスタンドなど専門業者へ

▼その他
消火器・土・砂・石・コンクリートブロック・レンガ・瓦・塗料・ガスボンベ・建築廃材・雨どい(塩ビパイプ)・金庫(耐火金庫)・携帯電話・シニアカー・テナ(帆布製のもの)・農業用ビニール・農薬びん・ピアノ・ペンキ(塗料)・ボーリング用ボール・漬物石・資材を置くパレット・10cm以上の木の幹(10cm以下に割って、施設へ持ち込めば処理が可能です。)

環境衛生課へお問い合わせください。
☎ 055(949)6805

その煙が公害です
野焼きは禁止！

野焼きは、『廃棄物及び清掃に関する法律』と『静岡県生活環境の保全等に関する条例』で原則禁止されています。野外焼却行為は一部の例外を除き、すべて野焼きとなりますので、ごみを処理するには、ごみ集積所に出すか、またはごみ受入施設へ持ち込みをするようにしてください。

野焼きは、その煙が悪臭や大気汚染の原因となり、洗濯物や家の中が臭くなってしまうなど、周辺の皆さんに大変迷惑となります。

なお、苦情として連絡があった場合、市から焼却中止のお願いをすることがありますので、ご注意ください。